



平成27年2月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 太 陽 工 機  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 渡 辺 登  
(コード番号：6164 ジャスダック)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 小 林 秋 男  
(TEL 0258-42-8808)

## 決算期の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年2月13日開催の取締役会において、平成27年6月23日開催予定の第30期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、親会社であるDMG森精機株式会社のグループ会社として、決算期を統一することで、グループ一体となった経営を推進するとともに、業績等の経営情報の適時・適切な開示による経営の効率化を図るため、毎年1月1日から12月31日までに変更するものであります。

#### 2. 決算期変更の内容

現在：毎年3月31日

変更後：毎年12月31日

決算期変更の経過期間となる第31期は、平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月決算となります。

3. 定款変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年<u>1 2</u>月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>(2) (条文省略)</p>	<p>(2) (現行どおり)</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年3</u>月31日までとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>1 2</u>月31日までとする。</p>
<p>(期末配当金)</p> <p>第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>1 2</u>月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払う。</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6</u>月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>第44条（事業年度）の規定にかかわらず、第31期事業年度は、平成27年4月1日から平成27年12月31日までとする。なお、本附則は第31期事業年度終了後これを削除する。</u></p>

#### 4. 日程

第30期定時株主総会開催日：平成27年6月23日（予定）

定款変更の効力発生日：同上

#### 5. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第31期の業績予想につきましては、平成27年5月予定の平成27年3月期決算発表時に公表する予定です。

以上